

## 用語解説

### ■あ行

#### 【インクルーシブ教育】

障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育。

#### 【インフォーマルサービス】

フォーマル（制度的）サービスに対比し、制度化されていない多様な形態のサービスを総称したもの。具体的には、近隣や地域社会、ボランティア、非営利団体などの行うサービス。

#### 【ADHD（注意欠陥多動性障害）】

児童期に発生する不注意と多動性、衝動性を特徴とする障がい。注意力障がいと多動性をあわせもつ場合と、どちらかが主症状の場合がある。ADHD児の特徴として、落ち着かない、注意力散漫、衝動的・暴力的な行為、学習障がいなどの問題によって、学校場面で不適応状態を起こしやすく、その結果、孤立、怒りっぽい、わがまま、自己卑下などの種々の症状を呈しやすいことなどがある。

#### 【SOSネットワーク事業】

事前に届出をしておくことで高齢者や知的・精神障がい者が実際に行方不明になった時に、地域の支援を得て早期に発見するためのネットワーク。

#### 【NPO、NPO法人】

Non Profit Organization（非営利組織）の略。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、社会的な活動を行う民間組織のこと。利潤目的ではなく社会的な公益活動を行うことを目的とした組織・団体のことを指す。この場合の非営利とは、利潤をあげないのではなく、利益が出た場合に内部で配分しないことを示している。

#### 【LD（学習障害）】

知能は正常範囲内であるにもかかわらず、読み、書き、計算等の特定の学習能力に困難を示す状態のことをいう。その背景として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されている。平成17年度から施行された発達障害者支援法により、発達障がいとして定義され、総合的な支援が進められている。

#### 【オストメイト】

病気や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部「ストーマ（人工肛門・人工膀胱）」を造設した人のことをいう。単に人工肛門保有者・人工膀胱保有者とも呼ぶ。

## ■か行

### 【頸肩腕症候群】

手話通訳者等の通訳における心身に対する負担として肩、上背部、腕にかけてのこりや痛み、しびれなどで、感覚障害や運動障害を伴うことがある。また、頭痛・めまい・耳鳴りなど上肢だけに限定されない症状を呈することもある。

### 【ゲートキーパー】

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。「自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定）」においては、9つの当面の重点施策の一つとしてゲートキーパーの養成を掲げ、かかりつけの医師を始め、教職員、保健師、看護師、ケアマネージャー、民生委員、児童委員、各種相談窓口担当者など、関連するあらゆる分野の人材にゲートキーパーとなっただけのよう研修等を行うことが規定されている。

### 【言語聴覚士】

音声機能、言語機能または聴覚に障がいのある人について、その機能の向上維持を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査および助言、指導その他の援助を行う国家資格。平成9年に言語聴覚士法が成立し、言語療法士、聴覚言語士、言語治療士等の名称も言語聴覚士に統一された。

### 【広汎性発達障害】

社会性の獲得やコミュニケーション能力の獲得といった、人間の基本的な機能の発達遅滞を特徴とする「発達障がいにおける一領域」のことである。自閉症やアスペルガー症候群などがある。

### 【高次脳機能障害】

ケガや病気等の脳に損傷により記憶障害、行動障害等が出現し、日常生活または社会生活に制約がある状態。

### 【ご近所福祉ネットワーク活動】

町内や地区の小地域で、支援の必要な人たちをできるだけ早く発見し、お互いが負担にならない程度に声掛け、訪問、見守り、その他の生活支援をして、助け合い支え合う活動。

## ■さ行

### 【鯖江市自立促進支援センター】

失業等により経済的に困窮し、生活（福祉）課題への支援が必要な方に対して総合的な相談に応じ、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成の上、最寄りの関係機関や専門機関との支援調整を行い、就労支援、地域との関係づくりなど自立に向けた支援を行う。

**【Jアラート】**

弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール、コミュニティFM等を自動起動させるもので、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

**【児童発達支援センター】**

身近な地域の障がい児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障がい児への支援だけでなく、地域の障がい児・その家族への相談や障がい児を預かる施設への援助・助言を併せて行う等、地域の中核的な療育支援施設として児童福祉法に位置付けられている。

**【市民後見人】**

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者（日本成年後見学会作成「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」平成18年度報告書より）

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、老人福祉法第32条の2（後見等に係る体制の整備等）において「市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定されている。

**【就業率】**

就業率＝就業者数 / 15歳以上人口 ×100 で算出する。

**【手話通訳者】**

手話通訳に必要な通訳技術、知識を習得し、手話通訳者全国统一試験に合格するか手話通訳士の資格を有していて、県に登録している者のこと。

**【手話奉仕員】**

市町村障害者社会参加促進事業における手話奉仕員養成事業において、講習会等の方法により入門過程および基礎過程を履修し、奉仕員として登録されている者。手話通訳者、手話通訳士とは区別されている。

**【重症難病患者在宅療養支援事業】**

福井県で実施している事業で人工呼吸器を装着または気管切開をしている重症難病患者の介護者が何らかの理由（疾病、冠婚葬祭、休養等）で在宅の介護ができない場合、事前に利用登録することで、「一時入院（レスパイト入院）」や「長時間訪問看護」を利用することができる制度。

**【障害基礎年金】**

被保険者が、国民年金加入中の疾病によって一定の障がい程度に該当する障がい者になった時に支給される年金。20歳になる前にけがや病気で障がい者となったときは、20歳から支給される。

**【障害児福祉手当】**

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、20歳未満の在宅の重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる、精神的・物質的な特別の負担の軽減の一助として支給する手当。

**【職場適応援助者（ジョブコーチ）】**

職場に出向いて障がい者・事業主・従業員に対して障がい者の職場適応に必要な助言を直接行ったり、職場や職場環境の改善を提案するなどの支援を行う者のこと。

**【自立支援医療】**

障がいのある方が、その障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を行う場合、医療費の負担割合が軽減される制度。自己負担額は一割負担を原則とし、所得水準に応じて負担の上限額が設定されている。更生医療、精神通院医療、児童の育成医療が公費負担となっている。

**【生活支援コーディネーター】**

高齢者の生活支援等の体制整備や地域の支え合いや見守り体制づくりを推進するために、市全域を担当するコーディネーターと地区ごとに地域の実情に応じた地域支えあい推進員を配置する。

**【精神保健福祉士】**

精神保健福祉に従事する人の国家資格のひとつ。精神障がい者の保健および福祉に関する専門的知識および技術により、精神障がい者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。

**【成年後見制度】**

民法に規定される制度で、判断能力の不十分な成年者（認知症の方・知的障がい者・精神障がい者等）の財産管理や身上監護を支援する制度。

大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあり、法定後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度であるのに対し、任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、代理人（任意後見人）をあらかじめ自らが選んでおくことができる制度のこと。

**【セルフフェア】**

就労継続支援事業施設等で、身体・知的・精神に障がいのある人たちが自らの手によって手作りされた、パンや焼き菓子、工芸品などの販売会や作業内容を紹介する展示会。

**■た行****【地域包括ケアシステム】**

地域に生活する高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するためのケアシステム。

**【統合保育】**

心身に障がいを持つ児童と持たない児童が共生することを基本理念に、活動を共有し、ともに育ち合うことを目指した保育形態のこと。

**【特定医療費（指定難病）支給認定制度】**

実施主体は県の事業。昭和48年より「特定疾患治療研究事業」に基づき、原因が不明で治療法が確立していない、いわゆる難病と呼ばれる疾患のうち、特定の疾患について治療研究事業を推進することにより、医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の一部を公費で負担し、その負担の軽減を図ることを目的とした事業。平成27年1月からは「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）に基づき、対象疾患を拡大した制度に移行した（一部の例外を除く）。

**【特別児童扶養手当】**

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、20歳未満で精神または身体に中程度の障がいを有する児童を監護、養育している保護者に対して支給される手当。支給対象となる児童の障がいの程度は国民年金法の1級および2級に相当する障がいとなっている。

**【特別障害者手当】**

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、精神または身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給される手当。

**【丹南地区自立支援協議会】**

丹南地区（鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町）に居住する障がい児・者が地域で自立して生活できるような支援体制を確立するため、中立公平な相談支援事業の十進他、関係機関が連携強化することにより、各施策を効果的に推進し、また社会資源の開発や改善等を行うことを目的として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条の3の規定に基づき、平成19年に設置。

**■な行****【日常生活自立支援事業】**

認知症等高齢者、知的障がい、精神障がいなどのある方々が、できるだけ自立して地域で生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きやそれに付随した日常的な金銭管理などを支援する。

市区町村社会福祉協議会に設置されている「高齢者・障害者日常生活自立支援センター」が窓口となる。

**【認知症サポーター】**

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族に対してさりげなく支援をする人。「認知症サポーター養成講座」（1時間～1時間半の講義）を受講すれば、誰でもなれる。

**【認定こども園】**

幼稚園と保育園の両方のメリットを持った施設。幼稚園は幼児教育を主とし、保育園は保育が目的なので、この両方を一体的に行える施設。

**【ノーマライゼーション】**

高齢者や障がい者などが、ハンディキャップがあっても、社会の一員としてごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されないことが本来の社会であるという考え方。

**■は行****【ハーフバースディ事業】**

赤ちゃんとその保護者に、地区子育て支援ネットワーク委員会主催のハーフバースディ事業への参加を促し、同じ月齢の子どもを持つ子育て家庭同士の交流を通し情報交換することで育児不安の解消を図る。

**【ピアカウンセリング、ピアカウンセラー】**

クライアントとカウンセラーといった垂直的な関係ではなく、同じ障がいや問題を抱えた者同士が水平的な関係のなかでお互いに心理的な支援を行うこと。ピアとは仲間または同僚と訳されることもある。

**【ピアサポート】**

同じ障がいや環境を体験する人が、対等な関係性の仲間で支えあうこと。

**【標準化死亡比（SMR）】**

各地域の年齢階級別人口と全国の年齢階級別死亡率により算出された各地域の期待死亡数とその地域の実際の死亡数との比を言い、年齢構成の違いの影響を除いて死亡率を全国と比較したもの。基準となる集団の死亡率を100（基準値）として比較する対象の死亡率がどの程度の大きさであるかを示すもので、標準化死亡比が100より大きいときは死亡状況が基準集団より悪い、100より小さいときは基準集団より良いことを意味する。

**【避難行動要支援者避難支援プラン】**

災害対策基本法および鯖江市地域防災計画に定められた必要な事項を補足し、市域にかかる地震・風水害その他の災害の発生時または発生のおそれがある時における避難行動要支援者への避難支援に関し、個人情報保護に留意しつつ、平常時の準備行為および災害発生時における措置について要支援者の避難を的確かつ迅速に実施することを目的としている。

**【フォーマルサービス】**

国や地方公共団体など公的機関が行う、法律などの制度に基づいた福祉や介護のサービス。介護保険や医療保険などで給付されるサービスなどのことをいう。

**【福井県運営適正化委員会】**

福祉サービス利用者の苦情などを適切に解決し利用者の権利を擁護する目的で、福井県社会福祉協議会に設置されている。

**【福井障害者職業センター】**

地域の職業リハビリテーションの中核として、ハローワークをはじめ、医療・福祉などの関係機関と連携をとりながら、職業に関するさまざまな相談や職業準備を進める事業、就職活動の支援等を、専門の障害者職業カウンセラーが行う機関。事業主に対して雇用管理等の助言も行う。

各都道府県ごとに1箇所以上設置され、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営している。

**【福祉委員】**

地区社会福祉協議会役員、民生委員等と連携を図りながら、地域での見守り・助け合い活動など福祉活動を推進するために必要な活動を行う地域のボランティア。鯖江市社会福祉協議会会長、地区社会福祉協議会会長の連名により委嘱され、地区社会福祉協議会に所属する。

**【福祉サービス第三者評価事業】**

社会福祉事業者が提供している福祉サービスの質を、公正・中立な第三者が、専門的・客観的な立場から評価し、検査結果は公表され、事業者にとってはサービスの質の向上、利用者にとっては福祉サービスの選択のために利用することができる。

**【福祉的就労】**

授産施設や作業所などの施設で、利用者が行う生産活動のこと。生産活動の対価として工賃が支払われるが、「生産活動の場」を提供し、そこで就労等に必要な訓練を行う。障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスにおいては、主に訓練等給付の就労移行支援や就労継続支援、介護給付の施設入所支援に位置づけられる。

**【ふれあい保育推進事業】**

県の事業で中軽度障がい児（県で定める基準に該当すると判定された中軽度障がい児）の保育の実施のために必要な保育士を加配するための雇用経費等を助成する制度で保護者の申請に基づくもの。市では対象外の特別児童扶養手当支給対象児童も対象としている。

**■ や行****【要約筆記】**

難聴・中途失聴の方に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳を行うこと。大会等の場において講演内容等を頭上投影機（OHP）などを利用して行ったり、広報活動等において行われたりすることもある。

**【養育医療】**

養育のための入院を必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関において、医療の給付又は医療に要する費用を支給する制度。

**■ら行**

**【臨床心理士】**

財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格で、臨床心理学を学問的基盤とし、種々の精神疾患や心身症、精神心理的問題、不適応行動などを扱う心理職専門家である。

**【臨床発達心理士】**

4学会（日本発達心理学会、日本感情心理学会、日本教育心理学会、日本コミュニケーション障害学会）の連合体である臨床発達心理士認定運営機構を認定団体とする民間資格で、発達心理学を学問的基盤とした心理援助を行う。